

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

1 共通のゾーニング区分

【一般民有林】

区分	森林の区域		面積 (ha)		
	林班	小班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 (水源涵養林)	16	6、8、10~20、22、25、28、32~36、38、42、43、51、52、54、57	103.59		
	17	9、12、13、15~23、25、30~32、41、42、45~49、53、54、55	68.10		
	18	3、5、23~25、28、34、36、37、40、41、55	16.98		
	29	5~8	60.20		
	30	9、12、16、30	58.16		
	48	3、4、18、33、40、43~47、57、61、63、64	37.08		
	86	161、214、221、249	6.76		
	87	8~12、16~35、38~42、44~56、59、68、71~73、91~93、106~111、114~117	79.48		
	88	1~13、15、16、20~24	109.48		
	89	1、6、10~16	52.20		
	90	1~3、5、7~9、20~31、35、36	37.68		
	92	10、12	1.36		
	132	3、5、8、9、12~21、23~27、29、35、36、43~45、57、61、77、78、95、97~100、102、120、130~132、135~138、143~146、154、155、158~164、167~170、183、185~187、195~198、204、235、236、239	354.54		
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)	31	17~19	4.16	
		34	53	0.96	
		38	13、14、17	4.72	
		48	5~14、36、39、48、49、55、56、58、60、62、65、73	37.37	
		127	1	0.57	
	128	1、2、5、6、88~91、140、141、143~145、169	64.00		
	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (生活環境保全林)	1	21	2.40
			2	34~40、46、66、67、69	15.20
			3	5~8、11~13、15、18、27、33、49、50、53	34.16
			4	3、5、6、8、10、11、32、39~41、44	21.36
			5	3、5、8~10、16、34~36	19.20
			6	2、13、14、20、21、25、27、29、32~34、38、40、41、53~55、58、60、83	38.08
			7	6、9~11、25、26、29~31、63、74~76	22.44
			8	1、6、10、12、43~45	6.52
			9	4、5	6.56
			12	36	7.41
			13	24、25、30、31、34、47、48	6.28
14			6、10~12、20、23	9.72	
15	3、6、14、18、19、25、31	15.48			
16	5、7、21、26、53	15.58			
18	17、29	6.64			
20	1、4、5	5.12			

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	22	1、2、30	8.98
	25	12、20、25	6.64
	28	1	0.64
	29	1、21	2.08
	58	4、5、30~32、38	3.32
	59	3~5、22~28、51、52	12.88
	68	27~29	2.52
	70	8~16、28、40~42	7.98
	71	10~12、21~26	12.16
	72	5~7、17、18、30	5.52
	73	5、23~25、42	4.16
	74	24、40、43	3.48
	75	9、16、20、24	13.60
	76	1、33、34、44	5.64
	77	1~6、15、16、36、51~58、61	12.08
	79	21、22、25	1.60
	80	15、21、22、25、26、29、30、40、53、54	9.84
	81	1、5~7	2.84
	84	14~16、22	5.44
	85	6、7、22~25、42~44	5.32
	86	9、10、79、81、99~102、110、111、140~145、162~169、193、206、207、216、224、231~238、243~247、250、251、254~257	32.75
	91	4、6、19、20、24	3.80
	92	1、13	0.48
	94	4~10、51	10.64
	95	1~4、18、30~33	6.28
	96	10、11、25、29、31、32、148、167~171、173~175、178、191	16.97
	129	21、22、42~45	15.80
	130	1、4、5、32、34~37、41、42、60、72、73、103、115、116、119	9.08
	131	1~8、11、12、16~26、28、42、43、45~57	37.92
	132	47~54、56、58、59、79~83、86~93、121、139~141、188、225、232	41.83
	80	2~5、8、35、55	17.44
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	1	1~6、13~18、20、22~28、40~47	93.31
	2	1~5、7~9、12~20、25、27~30、32、33、41~45、47、48、61~65、68、70~73	81.23
	3	1~4、9、10、14、16、17、19~24、28~32、34、35、40、43~45、47、51、52	189.09
	4	1、2、4、7、9、13~26、28、30、31、33~38、42、43、45~51	146.54
	5	1、2、4、6、7、11~15、17~33、37、38、40	134.86
	6	1、3~12、15~19、22、28、30、31、35~37、39、42~44、46~52、56、57、63、65、67、77、79~82、84、86、87	110.21

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	7	1~5、7、8、12~24、27、28、32~56、58~62、64~73、77~92	177.70
	8	2~5、7~9、11、13~28、30~42、46~62	84.62
	9	1~3、6~15、22~26、50、51	12.88
	10、11	全域	124.39
	12	1~4、6~12、14~16、29、30、34、35、40、43、45、46、51、52、57、59~61、70~74	60.71
	13	1~3、5~7、9~12、14、16~21、28、38	82.52
	14	1~5、7~9、13~19、21、22、24~36、38、41、59~64	239.84
	15	1、2、4、5、7~13、15~17、20~24、26~30、32~36、40~43、45~52	210.73
	16	1~4、9、23、24、27、29~31、37、39~41、50、55、56	113.80
	17	1~8、10、11、14、26~29、33~36、50~52	56.69
	18	1、2、4、6、20、50~52	15.04
	19	全域	95.12
	20	2、3、6、7、10~13、15、16	63.76
	21	全域	35.64
	22	3~9、16、19~21、25、28、29、33、34、36、37、39~43、46、48、49、51~53、60~64	90.91
	23、24	全域	70.20
	25	1~6、8、9、11、13、14、19、21、30、32~37、41~48、52、54、55、57、58、60、70、71、73~95	93.36
	26、27	全域	170.69
	28	2、4~33	87.52
	29	2~4、9、20、23、24	12.04
	30	1、3~5、10、11、18、20~22、24~26、28、29、31、46	57.04
	31	1~5、8、9、20、21、23~25、27~34、38、40~44、46~55、57、58、60~63、66、70、71、74~84、91~93	266.10
	32、33	全域	247.83
	34	1~3、5~7、10~52、54~109、111、113~146	340.45
	35~37	全域	827.41
	38	1~4、6~9、11、12、15、18~24、26~31、33~47、49、50、60~63、66、68、72、73	88.69
	39~47	全域	704.77
	48	1、2、15~17、19~32、34、35、37、38、41、42、50~54、59、66~72、75、76	140.98
	49~57	全域	801.94
58	1~3、6、7、9、16~20、25、33~35、37、39~43	50.94	
59	1、2、6~18、20、21、29~36、42~50、53~55	135.46	
60~67	全域	778.72	
68	1~26、30~105、107~109	229.53	
69	全域	57.48	

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (木材等生産林)	70	1、3~7、17~27、 29~34、36~39、43~47	105.68
	71	1~8、13~20、28~30、 32~36、38~43、 50~54、56~60	39.57
	72	1~4、8、9、14~16、31	9.12
	73	1、2、6~15、17、18、 20、26~28、40、41、 43、44	54.67
	74	1~23、25~27、30~36、 41、42、44~51	178.18
	75	2~7、10、21~23	8.47
	76	2~4、13、15、19、21、 22、26~28、30、35、 40、42、43、45	7.28
	77	7~14、35、50、59、60	11.80
	78	全域	27.07
	79	1~12、14~19、32、34、 39、41~51	28.52
	80	1、6、7、9、12、16、17、 23、32、36、41、42、 51、56、57	30.43
	83	全域	2.42
	84	1~3、6、18、23~26	9.72
	85	1、3、4、8~10、12、15、 19~21、26~28、40、 41、45~52	21.99
	86	1~8、11~13、15、19、 20、23、26、27、37、 61、62、65~67、72、 74、75、78、80、98、 103~105、109、118、 119、123、125、131、 147、150、151、157、 173、176、185、189、 194、195、209~213、 215、217~220、222、 225~227、230、240、 242、248、252、253、 260~267	62.52
	87	1~7、13~15、43、57、 58、60~67、69、70、 74~79、81、83、85、 87、90、94~105、113	109.18
	91	1~3、5、7~18、21、 25~32	67.44
	92	2、3、5~9、11	10.47
	93	全域	172.59
	94	1~3、13、15、18、23、 24、27、30~32、34、 35、37、38、50	39.99
95	5~17、19、20、27~29、 34~36	42.21	
96	1~9、12~24、27、36、 38~42、44、46、53、 54、56~62、64、74、 77、78、80、84、86、 87、89、90、92~96、 101、113、133、143、 144、149、160~165、 172、176、177、179、 180、182~190、 192~202	75.84	
97~126	全域	2702.42	
127	2~22、24、25、31~35、 37~39、80、90~96、 100~103	74.53	
128	3、4、7~24、26、 28~32、36、37、44、 46、54、55、57、 63~66、69~77、 80~83、85、86、 93~95、97~111、113、 115~121、	408.64	

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林 (木材等生産林)	128	123~139、142、146、 160、161、164、167、 168、170~175、 177~197	
	129	1、3~6、8~10、12、14、 16、17、19、25、28、 29、31、40、41、 46~48、50~52	29.68
	130	2、3、7~10、14、16、 28~30、45、61~67、 74~78、80、84、104~ 106、108、111、114、 117、118	26.83
	131	9、10、15、40、44	6.43
	132	1、2、4、6、7、10、11、 22、28、30~34、 37~42、46、55、60、 62~74、76、84、85、 94、96、101、 103~119、122~129、 133、134、142、147、 148、152、153、165、 166、171~182、184、 189~194、199~203、 205~224、226~230、 233、234、237、238	624.70

【道有林】

区 分		森林の区域		面積 (ha)
		林班	小班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林 (水源涵養林)		201~218 219	全域 2、5、6、9~12、14、36、 41~47、51~53、 55~61	4,687.67 225.64
		220	1~3、7~10、14~18、 20~23、31、41~46、 51~55	236.39
		221	1~3、7~9、11~13、15、 17、19~29、35、42、 44~46、51、53、 55~57	221.43
		222~224 225	全域 6~14、16~20、31、 41~47、51~53、55、 56	1,196.04 266.56
		226	1、5~12、35、41~46、 51~57	276.84
		227	1~9、35~37、41、 51~61	221.41
		231 232~244 254	1~6、41、51~73、94 全域 1~4、35、36、41、42、 52~60、62~65、68、 69、71~74	195.36 2,655.09 219.63
		255~269 270	全域 1~3、5、6、11、12、 23~28、31、40~49、 51~57、97	3,695.61 298.80
		278~282	全域	1,210.26
		土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)	201
202	4			6.21
203	2、4、6、8、12、41、58、 59			49.08
204	1、3、4、35、41、43、 44、51、54~56、 58~62、66、67、69、 71、72			276.23
205~210	全域			1,530.87
211	3、5、8、11、55、58~60			136.78
212	5、52、61、62			28.57
213	3、4、6、7、31、43、59、 60、62~64、66、 68~71、73、74、81、82			224.31
214	1~5、13~16、23~26、 41、58、63、64、95			111.02
215~216	全域			497.34
218	全域			228.99
221	2、3、22、42、46、 51、57			34.67
222	28			0.59
223	13			7.02
224	4、14			5.67
225	11、17			2.61
228	1、2、5、8、31、41~44、 51~60、62			262.50
229~230	全域			423.34
231	2、4、6			38.06
232	1~3、7、8、10、23~25、 46、48、49			85.40
233	1、11、44、46、49			46.53
234	3			15.84
235	1、10			88.88
236	6、9	47.68		
237	1、6~8、52、60、61	47.23		
238	1~10、31、32、51、 53~79、95	246.49		
239~252 253	全域 1~6、41、42、50~72、 74~79、81~90、95	3,333.95 325.06		

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林)	254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267~269 270 278 279 280 281~285 286 287~289 290 291 292 293 294 295~325	3 2、3、7、15 8 1、32、43 8 8、9、34、35、44、45、 8、9、24 14、44~46、96 7、9、10 2、5 8 8、37 1~3、5、13 全域 1~3、5、6、11、12、 23~28、31、40~49、 51~57 全域 1~4、6、31、35~38、 41、42、51、52 1、2、6、35、36、41、 全域 1~3、6、12~14、35、 36、41~44、51~55、 全域 1~7、9~13、41、42、 44~47、51~55、57、 59~61 1~9、31、32、41~45、 51~61 1~4、11、20、28、29、 41~43、45~49、 51~57、93 1~13、31、32、35、36、 41~45、51~54 1~14、16~18、21~25、 27~29、41~47、51、 53~60 全域	6.36 72.67 14.87 39.89 24.86 19.76 31.50 33.16 34.32 21.32 10.80 13.96 128.14 763.97 298.80 239.90 207.71 212.03 1,372.13 329.07 612.03 208.73 286.99 220.13 173.51 363.91 8,677.28
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健・文化機能等維持林)	271~277 279 280 286 292 293	全域 7、32 3、4 15 10 14	2,061.32 48.00 245.25 36.57 14.41 33.26
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	201 202 203 204 211 212 213 214 231 232 233 234 235	3~5、51~76 1、2、5、7~9、41、 51~68 1、3、5、7、9、11、 51~54、56、57 2、42、52、64、65、70 1、2、6、10、35、 41~46、51~54、56、 57、61~67 1、2、6、7、9、35、 41~47、51、53~60 41、42、47、51~58、 61、65、67、72、77、 79、80 8、10、11、17、22、42、 43、51、52、54~56、 59~62 1、3、5、41、51~73、94 4、6、9、16、35~37、 40~45、47、51~58、 60~63 5~7、9、35、36、 41~43、45、47、48、 51、52 1、2、4、35、36、 41~46、51~59 8、16、35、36、41~45、 47、51、54、55	164.76 242.62 92.08 51.03 185.74 140.71 144.73 222.76 157.30 310.33 117.54 226.06 168.27	

木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林 (木材等生産林)	236	5、7、8、10、35、 41~43、51~59	254.41
	237	5、35~37、41~45、51、 53~59、62	198.53
	254	1、2、4、35、36、41、 42、52~60、62~65、 68、69、71~74	213.27
	255	1、13、31、32、35~37、 41~49、51~62	199.77

2 上乗せゾーニング

【一般民有林】

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	16	6、8、10~20、22、25、28、32~36、38、42、43、 51、52、54、57	103.59
	17	9、12、13、15~23、25、30~32、37、41、42、 45~49、53~55	68.10
	18	3、5、23~25、28、34、36、37、40、41、55	16.98
	86	161、214、221、249	6.76
	88	1~13、15、16、20~24	109.48
	89	1、6、10~16	52.20
	90	1~3、5、7~9、20~31、35、36	37.68
	92	10、12	1.36
	132	3、5、8、9、12~21、24~27、29、35、36、 43~45、57、61、77、78、95、97~100、102、 120、130~132、135~138、143~146、154、 155、158~164、167~170、183、185~187、 195~198、204、235、236、239	354.38
生物多様性ゾーン	該当なし		
水辺林タイプ	該当なし		
保護地域タイプ	該当なし		

【道有林】

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	207~210	全域	1,136.70
生物多様性ゾーン	該当なし		
水辺林タイプ	該当なし		
保護地域タイプ	272	5	37.44
	275	4	12.48
	280	4	35.63
	292	10	14.41
	293	14	33.26

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林の区域等

【一般民有林】

区分	施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準(参考)(注1)
			林班	小班		
水源の涵養 の機能の維持増進を図 るための森 林施業を推 進すべき森 林	伐期の延長を推進すべき 森林		29 30 48 87 132	5~8、 9、12、16、30 3、4、18、33、 40、43~47、57、 61、63、64 8~12、16~35、 38~42、44~56、 59、68、71~73、 91~93、 106~111、 114~117 23	60.20 58.16 37.08 79.48 0.16	主伐林齢：標準伐期齡十 10年以上 皆伐面積：20ha以下
	伐採面積の規模の縮小を 行うべき森林(注2)		16 17 18 86 88 89 90 92 132	6、8、10~20、 22、25、28、 32~36、38、42、 43、51、52、54、 57 9、12、13、15~ 23、25、30~32、 41、42、45~49、 53、54、55 3、5、23~25、 28、34、36、37、 40、41、55 161、214、221、 249 1~13、15、16、 20~24 1、6、10~16 1~3、5、7~9、 20~31、35、36 10、12 3、5、8、9、 12~21、24~27、 29、35、36、 43~45、57、61、 77、78、95、 97~100、102、 120、130~132、 135~138、 143~146、154、 155、158~164、 167~170、183、 185~187、 195~198、204、 235、236、239	103.59 68.10 16.98 6.76 109.48 52.20 37.68 1.36 354.54	
土地に關する災害の防 止機能及び 土壤の保全 の機能、快 適な環境の 形成の機能 又は保健文 化機能の維 持増進を図 るための森 林施業を推 進すべき森 林	長伐期施業を推進すべき 森林(注3)		該当 なし			主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業 を推進すべ き森林(択 伐によるも のを除く)	1	21	2.40	主伐林齢：標準伐期齡以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齡時の立 木材積の1/2以上を維持す る。
			2	34~37、40、46、 66、67、69	13.20	
			3	5~8、11~13、 15、18、27、33、 49、50、53	34.16	
			4	3、5、6、8、10、 11、32、39~41、 44	21.36	
			5	3、5、8~10、 16、34~36	19.20	
			6	2、13、14、20、 21、25、27、29、 32~34、38、40、 41、53~55、58、 60、83	38.08	
			7	6、9~11、25、	22.44	

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	7	26、29～31、63、74～76		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			8	1、6、10、12、43～45	6.52	
			9	4、5	6.56	
			12	36	7.41	
			13	24、25、47、48	3.88	
			14	6、10～12、20、23	9.72	
			15	3、6、14、18、19、25、31	15.48	
			16	5、7、21、26、53	15.58	
			18	17、29	6.64	
			20	1、4、5	5.12	
			22	1、2、30	8.98	
			25	12、20、25	6.64	
			28	1	0.64	
			29	1、21	2.08	
			31	17	1.84	
			38	13、14	3.88	
			48	49、58	2.24	
			58	4、5、30～32、	3.32	
			59	38、3～5、22～28、51、52	12.88	
			68	27～29	2.52	
			70	8～16、28、40～42	7.98	
			71	10～12、21～26	12.16	
			72	5～7、17、18、30	5.52	
			73	5、23～25、42	4.16	
			74	24、40、43	3.48	
			75	9、24	10.48	
			76	1	2.84	
			77	1～6、15、51～58、61	9.76	
			79	21、22、25	1.60	
			80	15、21、22、25、26、29、30、40、53、54	9.84	
			81	1、5～7	2.84	
			84	14～16、22	5.44	
85	6、7、22～25、42～44	5.32				
86	9、10、79、81、99～102、110、111、140～145、162～169、193、206、207、216、224、231～238、243～247、250、251、254～257	32.75				
91	4、6、19、20、24	3.80				
92	1、13	0.48				
94	4～10、51	10.64				
95	1～4、18、30～33	6.28				
96	10、11、25、29、31、32、148、167～171、173～175、178、191	16.97				
129	21、22、42～45	15.80				
130	1、4、5、32、34～37、41、42、60、72、73、103、115、116、119	9.08				
131	1～8、11、12、16～26、28、42、43、45、46、53～57	26.20				
132	79～83	11.87				

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林）	2 13 31 34 38 48 75 76 77 80 127 128 131 132	38、39 30、31、34 18、19 53 17 5~14、36、39、 48、55、56、60、 62、65、73 16、20 33、34、44 16、36 2~5、8、35、55 1 1、2、5、6、 88~91、140、 141、143~145、 169 47~52 47~54、56、58、 86~93、121、 139~141、188、 225、232	2.00 2.40 2.32 0.96 0.84 35.13 3.12 2.80 2.32 17.44 0.57 64.00 11.72 27.05	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は 40%以下 その他：標準伐期齢時の立 木材積の7/10以上を維持 する。
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし			特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する。	

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (参考)(注1)
		林班	小班		
水源の涵養 の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	201	3~5、51~76	164.76	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		202	1、2、5、7~9、41、51~68	242.64	
		203	1、3、5、7、9、11、51~54、56、57	92.08	
		204	2、42、52、64、65、70	51.03	
		211	1、2、6、10、35、41~46、51~54、56、57、61~67	185.74	
		212	1、2、6、7、9、35、41~47、51、53~60	140.71	
		213	41、42、47、51~58、61、65、67、72、77、79、80	144.73	
		214	8、10、11、17、22、42、43、51、52、54~56、59~62	222.76	
		217	全域	332.39	
		219	2、5、6、9~12、14、36、41~47、51~53、55~61	225.64	
		220	1~3、7~10、14~18、20~23、31、41~46、51~55	236.39	
		221	1、7~9、11~13、15、17、19~21、23~26、28、29、35、44、45、53、55、56	186.76	
		222	1、13、14、17、19、21~27、29、31、35、36、41~45、51、55~57	436.77	
		223	1~10、41、42、51、54、55	541.51	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		224	1~3、11~13、31、41、51、55、56、59	204.48	
		225	6~10、12~14、16、18~20、31、41~47、51~53、55、56	263.95	
		226	1、5~12、35、41~46、51~57	276.84	
		227	1~9、35~37、41、51~61	221.41	
		231	1、3、5、41、51~73、94	157.30	
		232	4、6、9、16、35~37、40~45、47、51~58、60~63	310.33	
233	5~7、9、35、36、41~43、45、47、48、51、52	117.54			
234	1、2、4、35、36、41~46、51~59	226.06			
235	8、16、35、36、41~45、47、51、54、55	168.27			
236	5、7、8、10、35、41~43、51~59	254.41			

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	237	5、35~37、41~45、51、53~59、62	198.53	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		254	1、2、4、35、36、41、42、52~60、62~65、68、69、71~74	213.27	
		255	1、13、31、32、35~37、41~49、51~62	199.77	
		256	1~7、41、51~54	113.86	
		257	2、3、5~11、13、31、35、36、41、42	195.22	
		258	1~7、41、42	190.70	
		259	3~5、7、31~33、41~43	303.32	
		260	1~7、31、41	261.52	
		261	1~13、31、32、41~43、51、52	286.84	
		262	1~6、8	302.09	
		263	1、3、6~8	94.16	
		264	1~4、7、35	139.83	
		265	1~5、35、36、41、42	171.09	
		266	18、35、36、41~46、51~69	227.99	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	204	54、55、59、60	41.45	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
		205	56~58	17.53	
		211	59	5.35	
		213	62、66、69	43.92	
		215	51、53、56、57、59~62	62.16	
		228	55~57、59、62	90.86	
		229	51、53~55	64.41	
		230	51~55	73.68	
		237	52、60	16.23	
		238	57、61~67、78	51.18	
		239	51、52、56	35.29	
		240	55、56	18.39	
		245	51、53、56	7.52	
		246	55	12.11	
	247	55、58、63	37.29		
	248	57~62	54.46		
	249	51、52、54	14.29		
	252	56、58、61、62	13.66		
	253	68、70、74、75、77、79、81、82、87	39.63		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	203	2、4、6、8、41	30.85
204			1、3、35、41、43、44、51、56、58、61、66	175.06	
205			1、4~8、11、41~43、51、53、54、59、60	133.24	
206			1~3、31、41~47、51、55~57	183.97	
207			1、2、31、41~43、55	218.07	
208			1~3、7、41~45、52、53、56	214.63	
209			1~7、10、14、35~38	291.13	
210			1~3、5、6、8、41~43、51	149.10	
211	3、5、8、11、55、58、60	126.91			
212	5、52、61	26.48			
213	3、4、6、7、31、43、59、60、63、64、68、70、71、73、74、81	162.57			

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	214	1~5、13~16、	106.83	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			215	23~26、41、58、	193.06	
			216	4、5、11~13、16、	228.36	
			218	41、42、45~48、	92.93	
			221	58、63	29.09	
			228	1~3、7、10、21、	144.61	
			229	35、36、41~43	136.40	
			230	5、37、41、43、	148.85	
			237	54、58	3.19	
			238	22、27、42、46、	192.96	
			239	51	112.12	
			240	1、5、8、31、	132.83	
			241	41~44、51~54	150.54	
			242	5、9、31、41、48	159.47	
			243	3~6、35、36、	192.25	
			244	41~44	122.08	
			245	7、61	218.83	
			246	1~5、7~10、31、	288.12	
			247	32、51、53~79、	318.86	
			248	95	291.36	
			249	1~3、53~55、57、	191.44	
			250	58	248.87	
			251	1~4、6~8、41、	217.87	
			252	51、53~59	192.86	
			253	12~14、41、57、	270.31	
			270	1~10、12、15、	208.81	
			271	67~69	189.10	
			272	3、5、11~17、	411.43	
			277	41~44、64、65、	198.47	
			278	67	21.18	
282	1~6、8、14、	86.81				
283	16~18、20、41、	167.06				
284	57、58、	72.62				
285	1~11、41~44、	169.19				
	52、54					
	4~6、20~25、41、					
	51~59、61、					
	63~66、68、69、					
	72~83					
	1、2、4、41、42、					
	51~60、62					
	1~6、35~37、41、					
	51~63、65、66					
	3、5~8、53					
	1~3、9、10、14、					
	18、19、35、					
	41~44、51~54					
	全域					
	1~4、8~14、					
	41~49、51~55、					
	57、59、60					
	1~6、41、42、					
	50~67、69、71、					
	72、78、83~86、					
	88~90、95					
	1~3、5、6、11、					
	12、31、40、41、					
	43、45、51~54、					
	56					
	全域					
	全域					
	1~7、10、18、					
	35~38、40~47					
	8					
	3、6					
	1、2、5~7、10、					
	31、53~59、66、					
	1~5、9、35、41、					
	45、55、58					
	4、35、40、41、					
	43~45、49、					
	51、53、54					

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	286	2、6、12~14、35、36、41~43、	283.72	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。
			287	1~6、35、41~49、51	173.22	
			288	1~6、35、40~49、51	181.53	
			289	1、4~6、10、17~23、31、41~45、51~55	154.65	
			290	1、4~7、9~13、41、42、44~47、51~57、59~61、94、96、97	202.95	
			291	1~8、31、32、41~45、51~61	281.05	
			292	1、2、20、28、29、41~43、45~49、51~57	205.33	
			293	1~7、14、31、32、35、36、41~45、51~53	187.35	
			294	1~14、16~18、21~25、27~29、41~47、51、53~59	352.72	
			295	1~4、7、20、22、31~35、41~49、51、52	366.08	
			296	全域	194.03	
			297	2、41、53~70	187.68	
			298	1、7、8、11、12、35、42~45、52~60、62、64~66、69	362.99	
			299	1、16、18、19、35、41~43、51、55、56	193.00	
			300	1、3、5、7、12、35、36、41、44、51、58、61	244.24	
			301	1、2、5~9、11~13、15、18、21、26、35~38、41~43、45、46、51~54、61、	320.56	
			302	1~5、12、13、17、18、41~45、51~53	205.73	
			303	1~3、5~7、10、13、19、35~38、41~46、51~56、61~63	311.32	
			304	1~4、21、35、36、41~46、51~55	260.61	
305	1、2、4、11、20、30、35~37、40~47、49、51、52	366.89				
306	5、11、13~19、31~35、41~43、46、51、52	288.88				
307	1、3~7、15、16、20~25、27、35、36、41、42、51~53、56、57	355.03				
308	1、3、9、11~16、19、35、36、41、42、51~55	176.80				
309	1、4、5、8~12、15、23、31、35~39、41~44、	205.79				

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	309 310	47、51~54 2、6~11、16、19、 21、23~25、 27~43、45、 47~49	291.94	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する。		
			311	2、5、8、11~13、 15、31、35、38、 41、51、52	107.43			
			312	1~3、6、20~23、 31、41~45、 51~53	183.09			
			313	3、5、11、12、17、 22、33、34、 36~39、41~43、 51	318.78			
			314	全域	190.60			
			315	2~6、19、35、36、 41~46、51~56	271.42			
			316	1~6、13、17~19、 21~23、41~43、 51~53	236.41			
			317	1~4、7、11、12、 20、21、25、 41~44、51~56	181.29			
			318	1~4、41~47、 51~56	315.15			
			319	4~10、12、13、15 51~54、56	169.90			
			320	1~7、51~64、 66~68	257.15			
			321	全域	254.76			
			322	1、5、7、13、14、 21、22、51~53、 55~61、63~66、 69、71、95	235.14			
			323	1~4、11、12、52、 53	219.22			
			324	1、3、6、7、12、 21~23、51、52	262.57			
			325	2、10、13、15~19 24	227.56			
			複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林）	201 202 203 204 205 206 207	8 4 12、58、59 4、62、67、69、71 2、61、94 4、52~54		21.43 6.21 18.23 59.72 28.00 31.43 63.32	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
				208	3、44、51、52、 54、56~62		119.56	
				209	4、46、47、51、 54、55、57~62		49.30	
				210	8、15、39、40、 51、52		31.59	
				211	7、44、52~57、93		13.52	
				212	68		2.09	
				213	62		17.82	
				214	82		4.19	
				215	63、64、95		8.09	
				216	52		5.67	
				218	51		136.06	
				221	42、51、55、 56、59		5.58	
				222	2、3、57		0.59	
				223	28		7.02	
				224	13		5.67	
				225	4、14、95		2.61	
		228	11、17	27.03				
		231	2、58、60	38.06				
		232	2、4、6	85.40				
		233	1~3、7、8、10、 23~25、46、48、 49	46.53				
		234	1、11、44、46、49 3	15.84				

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林）	235	1、10	88.88	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
			236	6、9	47.68	
			237	1、6、8	27.81	
			238	6	2.35	
			239	9	0.47	
			240	5、52、60~66	41.41	
			241	2、51~56、58、93	32.82	
			242	11、51、66、70~81、93	112.30	
			243	7、51~63、66、68~71	53.90	
			244	7、51~56、59~63	32.40	
			245	55	4.49	
			246	1、67	7.03	
			247	61	8.33	
			248	64	9.21	
			250	55	1.08	
			253	76	15.12	
			254	3	6.36	
			255	2、3、7、15	72.67	
			256	8	14.87	
			257	1、32、43	39.89	
			258	8、42、96	24.86	
			259	8、9、34、35、44、45	19.76	
			260	8、9、24	31.50	
			261	14、44~46	33.16	
			262	7、9、10	34.32	
			263	2、5	21.32	
			264	8	10.80	
			265	8、37	13.96	
			266	1~3、5、13	128.14	
			267~269	全域	763.97	
			270	23~28、42、44、46~49、55、57	82.80	
273~276	全域	1,262.17				
277	11	0.15				
278	1~3、5、32~38、41~44	218.72				
279	1~4、6、31、35~38、41、42、51、52	255.71				
280	1、2、6、35、36、41	457.28				
281	全域	308.85				
282	1、4、5、35~38、41、42、44~48、51~53	154.96				
283	4、8、41、51、52、60~65	96.38				
284	6、7、42~44、46、51~54、56、57、59	137.72				
285	5、37、38、42、46~48、52、55、56	178.54				
286	1、3、44、51~55	81.92				
287	7~9、52、53	25.79				
288	9、52、53	17.10				
289	2、46、56~59	59.74				
290	2、3	5.78				
291	9	5.94				
292	3、4、11、93	29.21				
293	8~13、54	19.42				
294	60	11.19				
295	25、53	10.54				
297	3、71	32.97				
298	13、41、67、68、70、71	27.31				
299	2、3、44、57	25.76				
300	2、4、62	49.82				
301	14、16、24、25	40.10				

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林）	302	6、7	11.92	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する。
			303	4、8、47、48	46.95	
			304	5	12.95	
			305	3、34、53	19.92	
			306	12、44、47	8.27	
			307	9、28	26.73	
			308	18、20、21	18.20	
			309	7、20、21、45、46	34.29	
			310	22、44、46	17.88	
			311	3、4、10、14、16~19、36、53	69.61	
			312	4、5、7、24	24.33	
			313	4、13、20、32	27.20	
			315	7、8	16.27	
			316	20	9.54	
			317	9、10、57~59	41.34	
318	5、48、57~60	52.07				
319	2、3、16、17、55	51.07				
320	8	7.95				
322	2、6、16、54、62 70	44.84				
323	5、8~10、13、14、51、95	31.44				
324	2、4	13.08				
325	1、3~9、26、27	142.89				
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし				

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツ交雑種を含む）	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上